

11 5  
停房取答所長（所員）ニ與フル陸軍大臣訓示ノ檢討

停房取答係調査部

1

1952

前 言

本冊子ハ昭和十七年六月二十五日陸軍大臣ノ新任佐藤收容所長ニ與ヘタル  
指示ノ内容ニ基シテ國際法前者カ國際法上ノ檢討ヲ加ヘタルモノヲ收録セシ  
モノナリ

昭和二十年十二月二十五日

佐藤關係調査部

1953

信夫淳平博士

昭和十七年六月二十五日ノ訓示ニ歸シテバ、先ツ「我國ハ俘虜ニ對スル  
觀念上其ノ取扱ニ於テモ歐米各國ト自ヲ異ルモノアリ」トアルカ、我國  
ノ將兵力敵國ノ俘虜トナルコトニ關シ歐米人ノ俘虜ト相異ナルモノアル  
ハ之ヲ認ムヘキモ、我國收容ノ敵人俘虜ノ取扱ニ於テハ、一ニ各國間ノ  
普遍的觀念ノ下ニ彼我同様ノ取扱ヲ爲スヘキモノニシテ、彼我ノ間ニ相  
異ナルモノアリトハ認ムルヲ得ス。コノ一事歐米人ヨリ最モ誤解ヲ招キ  
易キ點ナルヲ以テ、右ノ字句ハ適當ニ修正スルヲ要スヘシ。  
次ニ「人道ニ反セサル限り嚴重ニ之ヲ取締リ」トアルカ、嚴重ノ程度  
及取締ノ意義如何。コレ亦歐米人ヨリ誤解及ヒ非議ヲ受クヘキ一點ナル  
ニ似タリ。

更ニ「勞力特技ヲ我カ生産擴充ニ活用スル等總力ヲ舉ケテ大東亞戰爭  
進行ニ資センコトヲ努ム」ノ一句ナルカ、俘虜中ニアリテ將校ハ勞  
働ニ強制セシムルヲ得ス、下士卒ノ勞働トテモ種々ノ條件アリ。殊ニ作

1954

取扱利用等ニ直接關係アルモノ、別シテ武器ノ製造運搬等ニ使役スルヲ得サルモノトス。右ノ一句ハコレ等ノ制限ニ鑑觸スルノ嫌ナキヲ得ス。随ツテコノ點彼我ノ間ニ議論ノ生スル餘地アルカ如シ。

又昭和十八年十二月十六日ノ訓示案ニ關シテハ、ソノ中段ニ「俘虜ノ取扱利用等ニ關シ」ノ語アリ。利用等ノ語ノ意義如何。次ニ「常ニ適正嚴格ナルヲ要ス」ノ一句中ノ嚴格トハ俘虜ニ對シテノ嚴格ナルヤ（ソノ意味ノ如クニモ解セラル）、又ハ收容所係官ノ已レノ身ヲ持スル上ニ於テノ嚴格ナルヤ（行文ヲ卒讀シテ爾クニモ解セラレサルニ非ス）。若シ前者ナリトセハ、俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱フヘキ要求ト一見相合レサルカ如ク、之ニ反シ後者ナリトセハ、一層平易ノ文字ヲ用キ判リ易クソノ意味ヲ明カニスルノ要アルヘシ。

最後ニ「俘虜ノ勞務利用ノ徹底」ノ徹底ノ意義如何。俘虜ノ勞務ニハ特定ノ限度アリテ極度ニ使役スルコトハ許サレス。コノ箴規ト徹底トノ關係ニ關シ、本案ノ字句ニハ疑惑ノ生スル餘地ナシトセス。

（終）

1955

2 前原光雄（慶大教授）

右訓示中國國際法の見方ヲ闡述トナルヘキ主ナル點ハ次ノ如クテアル  
第一「抑々我國ハ停廢ニ對スル觀念ト其取扱ニ於テモ歐米各國ト並ラ  
有美ルモノアリ」

後述ノ停廢ニ對スル觀念ハ如何ナルモノニモセヨ、停廢ノ取扱ヒニ  
就シテハ一九二九年ノ「停廢ノ待遇ニ就スル條約」アルヲモツテ、我  
國方コノ條約ヲ準用スヘキコトヲ歐米各國ニ問合シタル以上、事實已ム

得サル場合ノ外ハコノ條約ニ準據シタル取扱ヒヲナスヘキ義務アルモ  
ノニシテ、停廢ニ對スル我國下位米各トノ觀念ノ相違國ノ條約ノ義務ヨリ我國

タゞ條約ノ課スル義務以上ニ停廢ヲ復還スルハ元ヨリ條約ノ許スモノ  
ナルヲ以テ「觀念上其取扱ニ於テモ歐米各國ト並ラ有美ルモノ」コトハ、

條約ノ義務以上ニ停廢ヲ復還スル場合ニオイテノミ合致ナル意味ヲ有  
スル。然レニ、實情ニオイテハ、我國ノ觀念ハ停廢トナルコトヲ免

トシ、停廢トナルモノハ軍人トシテ刑分ノ處置ヲ果シタルモノニ非ス

1956

トシ、停務ヲ蔑視スル傾向アルヲモツテ、カ、ル懸念ヨリ停務ニ對シ  
既米各州ト取扱ヒラ共ニスルハ、停務ヲ條約ノ義務以上ニ優遇セント  
スル懸念トハ考ヘラレス、從ツテ妥當ナル表現トイフヲ得ナイ。

第二一人進ニ及セサル限り後進ニ之ヲ繰リ且一日ト雖モ無爲徒食  
セシムルコトナク其努力特技ヲ發全産産充ニ活用スル

停務ノ収滞リハ人道ヲ基調トスルコトニ關シテハ異論ハナイカ、人  
道トイフカ如キ漠然タル懸念ヲモツテ嚴重ニ取締リヲ命スルハ條約上

保障セラレタ停務ノ待遇ヲ確實ナラシメル所以テハナイ。陸戰ノ法規  
慣例ニ照スルハ「ク條約第四條カ」停務ハ人道ヲ以テ取扱ハルハシ

ト規定スルニ拘ラス、コノハ「ク條約」ノ原則ヲ擴張シタル一九二九年  
ノ停務待遇ニ關スル條約第二條カ「停務ハ常ニ轉變ノ心ヲ以テ取扱ハ

ルハク且暴行、侮辱及公衆ノ好意心ニ對シテ特ニ保護セラルヘシ、停  
務ニ對スル報復手續ハ禁止スルト特ニ詳細ナ具體的ナ規定ヲナスニ至

ツタノハコノ國ノ事情ヲ物語ルモノテアル。コノ點ヨリシテ少クトモ  
停務取扱ヒノ任ニ當ル者ニ對シ、カ、ル訓示ヲ爲スコトハ、取扱者ヲ

1957

シテ條約此違反ニ導ク危険カアル。

「一三」ト雖モ無為徒食セシムルコトナク「トイフ」ハ「一三」ニ一九二九年ノ「停戦ノ待遇ニ關スル條約」第二七條ノ違反テアル。同條ハ「將吏又ハ之ニ準スル者」ハ「條約」ノ意思ニヨルニアラサレハ勞働ニ使用スルコトヲ禁止スルヲモツテ、所謂「無為徒食」カ許サレテキルコトアラアル。

「其勞力特技ヲ生産擴充ニ活用スル」トイフ表裏モ不啻チアル。

停戦ノ勞働ハ「作戰行動ニ何等關係ナキモノタルヘシ」ニ「勞」ニ「停戦」各種ノ兵器彈藥ノ製造及運送並ニ「戦闘部隊ニ宛テランタル材料ノ運送」ニ「使役スル」コトハ一九二九年ノ「條約」第三一條ノ禁止スルコトヲアツテ、「停戦ノ勞力特技ヲ無差別ニ生産擴充ニ活用スル」コトハ違法テアル。

### 3 水垣 達 (早大教師)

「顯示ニ於テ」停戦ニ對スル觀念上其ノ取扱ニ於テモ歐米各國ト、日本

1958

トハ生ラ夫ルモノアリトシ「朝鮮法廷、遂由シ、人道ニ反セサル  
リ、遂ニ之ヲ取締リ且一日ト雖モ然為待食セシムル事ナク、勢力待後  
ヲ生ラシメテ之ヲ活用ス可キ」旨ノ内容アリ。

閣下大臣ノ訓示ハ外観上、新任所長ニ授シ、待ニ停廢取扱ヲ修正ニシ  
知能的ニ之ヲ活用活用スル等ヲ命シ居ルモノノ如ク尙且當時ノ日本國  
一般ノ對米英人觀ヨリシテ、之方更ニ擴大強化サレルノ恐レカアリシ  
ハ余儀ナイデアラウ。

閣下大臣カ觀念上ノ相違ト稱シタルハ日本ニ於テハ停廢ハ國民ノ念ト  
シテ不名與ノ地位テアルニ反シ、歐米ニ於テハ宛在運戰闘ヲナシ、余  
等ナク捕ヘラレタル者ニシテ名與ノ地位ニアルト考ヘル點ヲ指摘シタ  
ノデアラウ。唯「真ノ以テ於テ」ノ一句ハ歐米ニ比シテ良好ナラサ  
ル待運ヲ與フルヲ示唆スルノ疑念ヲ生スル恐レナシトセス。

閣下示ニ於テ「取締ノ嚴重」「無待食ノ禁止」「生産擴充ヘノ利用」  
ハ何レモ停廢待運條約並ニ償償ニ反スル點多ノ行為ヲ含ムモノニ非ス  
ヤトノ疑念ヲ生スルモ、其ノ前文ニ於テ「國ヨリ諸條約ニ遂由シ人道

1959



ニ反セサル限リ」ノ取扱上ノ原則カ示サレアル點ヨリ見テ、前述ノ諸條  
ノ疑惑トナル項目ハ當然ニ此ノ範圍ニ制限セラル可キ事ヲ示スモノデア  
ラウ。

以上

1960

新任俘虜收容所長  
(所員)ニ與フル 陸 軍 大 臣 訓 示  
(昭和十七年六月二十五日  
於 陸 軍 省)

諸官此ノ度任ヲ俘虜收容所長ニ受ケ近ク夫々<sup>(現地)</sup>赴カントスルハ予ノ最モ  
忻快トスル所ナリ

茲々我國ハ俘虜ニ對スル觀念上其ノ取扱ニ於テモ歐米各國ト自ラ相異  
ルモノアリ諸官ハ俘虜ノ處理ニ方リテハ固ヨリ懸念ヲ有シ由シ之カ適正  
ヲ期シ公正ナル待遇ノ確保ヲ如實ニ中外ニ顯揚セサルハカラスト雖モ他  
方人道ニ反セサル限り嚴重ニ之ヲ取締リ且一日トモ無爲徒食セシムル  
コトナク其ノ勞力ヲ授ケテ其カ生産擴充ニ活用スル等總力ヲ擧ケテ大東亞  
戰事遂行ニ資センコトヲ努ムヘシ尙此ノ際諸官ハ任地ノ特性ニ鑑ミ特ニ  
各處ノ職置ヲ適シテ現地民衆ニ對シ大和民族ノ優秀性ヲ體得セシムルト  
共ニ皇國偉大ニシテ日本臣民タルコト眞ニ無上ノ光榮タルヲ感銘セシム  
ル如ク努ムルヲ要ス

諸官宜シク敍上ノ趣旨ニ鑑ミ責務ノ重大ナルヲ自覺シ部下ノ監督ヲ嚴正

コシ粉骨碎身以テ其ノ任ヲ完ウセンコトヲ期スヘシ  
昭和十七年六月二十五日

陸軍大臣 東條 英

機

11

1962

侍應政容所最及中御官牙長官同席ニ於ケル  
大正訓示案

昭和十八年 十二月十六日  
軍 省

茲ニ發言 會同シ其ノ壯容ニ接スルヲ得タルハ、本職ノ最モ忻快トスル  
所ナリ。

大東亞戰事終結以來茲ニ二週経、吾人ハ赫々タル戰果ノ下、著々大東亞  
ニ於ケル必勝ノ趨勢ヲ確立シツツアリト雖モ、敵米英ハ焦慮ノ餘執揚ナ  
ルヲ求テ奮然シ、對馬ヘ至ト共ニ其意ノ定テ加ヘ、内外ノ情勢一モノ  
安ヲ許サザルモノアリ。今ヤ大東亞戰事ハ終ニ決戦ノ時ニ到リ茲ニ盡  
クノ兵士ヲ統スヘキノ秋ナリ。即チ軍中一統、鐵石ノ團結ヲ以テ益々必  
勝ノ信念ヲ確クシ、不滅戰ノ勇力ヲ貫徹スルト共ニ大東亞諸國家國民族  
等形而上下凡有方ヲ統合シ、其ノ紀方ヲ以テ其皆同方ノ若ク奮進ニ強メ  
以テ戰勝ノ一途ニ進海セサルヘカラス。而シテ諸官ノ奮フヘキ所ニ關シ  
テハ、容年侍應政容所長會同ノ訓示スル所アリ、諸官克ク之カ具現進

1963

虎ニ努カシ、諸般ノ業務亦尙ネ取調ニ進ミツツアルハ其ノ勞ラ多トスル  
 所ナルモ、前序ノ取扱、利用等ニ關シ改善ノ餘地尠シトセス、惟フニ  
 停務並ニ一取調者ノ取扱ハ常ニ適正嚴格ナルヲ要ス、取扱適正ナラザ  
 ル爲ニ停務並ニ當シテ恣メテ恣キ處作ヲ與ヘ、又之ヲ遊宣傳ニ利用セ  
 ラレ延ヒテハ我黨等指導ニ大ナル損失ヲ招クコトナキニ非ス、又停務ト  
 ノ接解永キニ從ヒ動モスレハ之ニ狎レ且過以取扱正ヲ缺キル紀上ノ恥  
 ラ生シ爲ニ逃亡以ハ外無ト處置スル等ノ事故ヲ起スルニ至リシ事例ニ關  
 シテハ、諸官ノ已ニ熟知シアル所ナルヘシ、カ、ル方知キコトハ應ニ戒  
 心ヲ要スヘキコトニシテ、諸官ハ信ニ停務並取調者ノ動靜ニ留意シ、其  
 ノ取扱ビノ適正嚴格ヲ期スルト共ニ信託當局トノ密接ヲ密ニシテハ失節  
 ノ企圖スル情態ノ獲得致ニ宣傳ニ資シ、特ニ時局ノ要請ニ鑑ミ停務ノ勞  
 務利用ノ徹底ヲ圖ルヲ要ス。而シテ此ノ關係ニ防諜ノ考慮ヲ周密ニシ、  
 苟クモ~~等~~ニ諜報諜略ノ~~等~~取調ヲ與フルカ知キコトノ絶滅ヲ期スルト共ニ  
 非常ノ際ニ應スル各般ノ官宜シク居常警備、各任地ノ特偵ニ應シ齷齪ノ

1964

情勢ヲ熟慮明察以テ任務ノ完遂ヲ期スヘシ  
右訓示ス

昭和十八年十二月十六日

陸軍大臣 東條 英 機

18  
14

1965